

宮崎広域都市計画道路の変更について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和6年3月8日

宮崎市長 清山 知憲



記

- 1 都市計画の種類及び名称
種類 宮崎広域都市計画 道路
名称 3・4・12号 東十文字通線
- 2 都市計画を変更する土地の区域
(削除する区域)
宮崎市 佐土原町上田島
字古ノ館、字平城、字現王、字佐土原町、字新城町
字後田、字追手、字今坂
の各全部
- 3 縦覧場所
宮崎市 都市整備部 都市計画課